

審議会等会議録様式

第16回草津市有償運送運営協議会 会議録

■日時：

令和5年2月9日（木）10時00分～11時45分

■場所：

草津市役所 101会議室

■出席委員：12人

布施委員、山口委員、松尾委員、野田委員、片山委員、田中優帆委員、宮下委員、樽井委員、前野委員、田中義一委員、安藤委員、一浦委員

■欠席委員：1人

吉田委員

■事務局：

福留課長、三浦課長補佐、中井主事

■傍聴者：

なし

1. 開会

【事務局】

本日は御多用の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

ただいまより、第16回草津市有償運送運営協議会を開会させていただきます。

事務局の草津市都市計画部交通政策課の福留でございます。本日の会議が円滑に進みますよう、皆様方には御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の会議の成立について御報告申し上げます。当協議会の委員現在数は13人でございまして、本日の会議の出席は12人ですので、協議会設置要綱第6条第3項の規定に基づき、半数以上の委員に御出席いただいていることとなりますので、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告させていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料については、2月6日にお渡しさせていただきましたが、お忘れの方がいらっしゃいましたら、事務局までお申し出ください。

本日の会議の資料は、次第、委員名簿、席次表、資料1の協議会設置要綱、資料2のガイ

ドライン、国土交通省の参考の資料、今回更新される事業者「特定非営利活動法人NPO子どもネットワークセンター天気村、特定非営利活動法人ディフェンス」の申請書一式となります。なお、席次表、資料1、資料2につきましては、変更点がございましたので、変更後のものを机の上に置かせていただいておりますので、そちらを御覧ください。また、国土交通省の参考資料につきましては、1枚追加となっておりますので、そちらも併せてよろしくお願いたします。不足等ございましたら事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。

本日は、今年度皆様に委嘱させていただいてから初めての協議会開催となりますことから、次第の1、(1)から(3)までは、事務局で進行させていただきますので、御了承ください。

また、新たに委員として御就任いただいている方もおられますことから、順に自己紹介をしていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

《自己紹介》

それでは、事務局の方から本協議会について簡単に説明をさせていただきます。

【事務局】

資料1の草津市有償運送運営協議会設置要綱、資料2の草津市福祉有償運送ガイドライン、参考資料の自家用有償運送旅客運送制度の改正（一部抜粋）に基づきまして、福祉有償運送の制度や協議会の役割について説明させていただきます。

〔協議会設置要綱の説明〕

初めに、資料1を御覧ください。

草津市有償運送運営協議会は、道路運送法および地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するために設置しております。

所掌事務については、第2条に規定しており、主な事項は第3号の道路運送法第79条の規定に基づき自家用有償旅客運送の登録を申請する場合における運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項となります。

委員については、第3条に規定しており、お手元の委員名簿のとおり、13名の方が当協議会の委員でございます。任期は、第4条に規定のとおり、2年以内としております。

会議については、第6条に規定しており、会議の成立要件や、公開・非公開の取扱い等を

定めています。

また、第7条の規定では、協議会の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができるとしています。

〔ガイドラインの説明〕

次に、資料2を御覧ください。

こちらは、草津市福祉有償運送ガイドラインを一部抜粋したものです。まず、福祉有償運送制度について、説明させていただきます。

3ページの下の方を御覧ください。

制度概要ですが、「福祉有償運送」は、NPO等の非営利法人が、障害者や介護を必要とする高齢者などの移動制約者を対象に、自家用自動車（白ナンバー車）を使用して、通院・通所・買物などのために有償にて会員制個別輸送サービスを行うものです。利用するためには、あらかじめ、事業所への会員登録が必要になり、複数の事業者にも会員登録することも可能です。

4ページを御覧ください。

福祉有償運送を行う事業者は、道路運送法第79条の規定により、国土交通大臣の「登録」を受ける必要があり、登録の申請は、福祉有償運送を行う地域を所管する運輸支局、滋賀運輸支局に対して行うこととなりますが、事前に地域の関係者等で構成される運営協議会の合意が必要となっています。

そのため、本市では、市域における福祉有償運送の必要性、収受する適正な対価、安全運行管理体制などを協議する機関として先程説明させていただきました「草津市有償運送運営協議会」を設置しています。

福祉有償運送制度を活用した事業を実施しようとする、NPO法人等の事業者の方は、運輸支局への登録申請書類を、事前に「草津市有償運送運営協議会」に提出いただき、地域の関係者の合意形成を調えた後に、本申請を実施するという流れになります。

事業を実施することができるのは、NPO法人や社会福祉法人等となっております。個人の方や地域ボランティアグループ等の任意団体は個別申請できません。また、株式会社などの営利法人も福祉有償運送の登録申請はできません。

運送の区域、形態、使用車両、対価、運送対象者については、後程説明させていただきますので、省略させていただきます。

次に7ページを御覧ください。

福祉有償運送登録申請の流れを図示しております。

まず、NPO法人等の事業者から、事前審査申請書を提出していただき、事務局で事前審査を行います。

運送事業者の要件適格審査や対象旅客の要件適格審査を終えた後、草津市有償運送運営協議会へ付議し、合意形成が得られれば、運営協議会における合意を証する書面の発出を行

い、事業者から滋賀運輸支局長へ申請し、登録完了後に事業開始となります。

また、表に該当する内容の変更を行う場合は、幹事会、判定委員会という形で運用させていただいていますが、その場合は幹事会（判定委員会）を終えた後に、合意形成を得られれば、運営協議会における合意を証する書面の発出を行い、事業者から滋賀運輸支局長へ申請し、登録完了後に事業開始となります。なお、軽微な案件については、後日、変更内容について、草津市有償運送運営協議会へ事後報告を行うものです。

9ページを御覧ください。

草津市有償運送運営協議会で審査する項目です。

主な項目について、順に説明させていただきます。

「審査の対象」は、自家用有償旅客のうち、福祉有償運送に関する登録となります。

「運送の主体」は、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、営利を目的としない法人格を有しない社団、自治会、町内会など、労働者協同組合となります。

なお、令和4年度の道路運送法施行規則の一部改正に伴い、労働者協同組合が追加されました。

「運送の区域」は、旅客の発地または着地のいずれかが草津市内であること。

「運送の対象者」は、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、名簿に記載されている者およびその付添人であること。ただし、ロの精神障害者、ハの知的障害者、ホの要支援者、ヘの厚生労働大臣が定める基準に該当する者、トのその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者につきましては、運営協議会または判定委員会において、当該者の移動制約の状況について運送の対象とすることが、適当であることの確認が必要となります。

なお、こちらの赤字の部分についても、令和2年度の道路運送法施行規則の一部改正に伴い、修正しております。

「使用車両」は、乗車定員11人未満の自動車であって、法人等が所有する自家用自動車およびボランティア個人の持ち込み自動車となります。

10ページを御覧ください。

「収受する対価」は実費の範囲内で、営利を目的としていないと認められない妥当な範囲内であり、運営協議会において協議が調っていること。また、運送の対価は当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であり、運送の対価以外の対価は、待機料金、介助料などがあり、旅客が利用した設備または提供した役務の種類ごとに金額を明記することが必要となります。

その他に「運転者要件」「運行管理等」「事故の対応等」「苦情処理体制」等について記載しています。

11ページを御覧ください。

運行管理の内容ですが、こちらにも法改正により追記をさせていただいており、飲酒運転の確認については、目視等で確認するほかアルコール検知器を用いる事ということで管理責任者の業務ということで追記をさせていただきました。

参考資料として、自家用有償運送旅客運送制度の改正をつけておりますので、御確認ください。

簡単ではございますが、制度の概要については以上となります。

【事務局】

続きまして、委員の皆様が委嘱され、今回、はじめての開催となりますので、会長および副会長につきまして、今回新たに選任させていただくこととなります。

その選出方法につきましては、協議会設置要綱の第5条第1項、会長および副会長は委員の互選により定めとなっております。

会長、副会長の選任につきまして、委員の皆様方から、何か御意見はございますでしょうか。

【委員】

事務局案をお願いします。

【事務局】

ただ今、「事務局意見をお願いします」との声がございましたので、意見を述べさせていただきます。

事務局といたしましては、障害者福祉をはじめとした広範な福祉領域に深い学識を有しまして大津市や守山市など他市の福祉有償運送の協議会の委員であり、会長も務められておられます龍谷大学社会学部の樽井委員に会長をお願いしたいと思います。また、副会長につきましては、交通分野の関係団体として日々御尽力をいただいております、県内各市において福祉有償運送協議会の委員として参画いただいております滋賀県タクシー協会の松尾委員をお願いしたいと思いますと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

《異議なしの声》

ありがとうございます。それでは、委員の皆様の拍手をもって承認とさせていただきます、会長に樽井委員、副会長に松尾委員をお願いしたいと思います。

それでは、会長に就任の御挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

《会長挨拶》

それでは、協議会設置要綱の第6条第2項、会議の議長は、会長がこれにあたるとなっていることから、ここから会長に議事進行をお願いしたいと思います。樽井会長よろしく願いいたします。

【会長】

それでは、これより私のほうで会議を進めさせていただきます。

はじめに、個人情報の保護について、今回、審査案件が審議されるに先立ち、特に福祉有償運送の対象旅客の審査に関する部分については、氏名、障害の程度、生活関連情報など個人を特定する情報を取り扱う可能性があり、当協議会設置要綱第6条第7項の規定により会議の非公開を決議したいのですが、委員各位の御賛同をお願いいたします。

《異議なしの声》

異議なしということで進めさせていただきます。

それでは、これより本日の議事の1点目であります、道路運送法第79条登録団体の更新登録審査に進みます。

傍聴人はいらっしゃらないということで、まず、はじめに審査にあたっての流れを御説明いたします。

今回の申請につきましては、更新申請であります。

申請事業者に入室してもらい、事業者の方に事業概要や変更点を15分説明していただき、その後、質疑応答を15分実施し、事業者退席後、協議・審査に移ります。

資料については、「特定非営利活動法人NPO子どもネットワークセンター天気村の道路運送法第79条登録団体の更新登録審査に係る申請書一式」となります。

皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ここまでの説明で御不明な点などありませんでしょうか。

それでは、これから1件目の更新審査に入らせていただきます。申請事業者「特定非営利活動法人NPO子どもネットワークセンター天気村」の入室をお願いいたします。

《非公開》

【会長】

それではこれより協議、審査に入ります。

只今の審査案件について、運輸支局への届出の条件である地域関係者合意について、当協議会として地域関係者合意に至ってもよいか、それとも問題があり、一部修正などの条件が必要か。あるいは、見直しすべき点が多く、再度申請として差し戻すかの議論をお願いしま

す。

先程御質問等を出していただきましたので、審査の結果についての御意見をこの場でも出していただきたいと思います。

もう少し意見交換したい、議論したいという点については、呼びかけて反対意見が無ければ、合意とみなします。

それでは、修正や差戻等の御意見がありませんでしたので、今回の申請について合意がなされたとみなします。慎重な御審査をいただきありがとうございました。結果については文書にて申請者に御通知いたします。

それでは、これから2件目の更新審査に入らせていただきます。2件目の申請事業者は委員として参加していただいております「特定非営利活動法人ディフェンス」となりますので、宮下委員移動をお願いいたします。

《非公開》

【会長】

それではこれより協議、審査に入ります。

只今の審査案件について、運輸支局への届出の条件である地域関係者合意について、当運営協議会として地域関係者合意に至ってもよいか、それとも問題があり、一部修正などの条件が必要か。あるいは、見直しすべき点が多く、再度申請として差し戻すかの議論をお願いします。

【委員】

確認ですが、運送の区域が「発着地のいずれかが草津市内または大津市内」となっているのですが、これは問題ないのでしょうか。

【委員】

先週、大津市でも当該申請者の審査をされておまして、各市町で定めている区域で協議を整えていただければ、その区域に関しても問題ないかと思います。

【委員】

例えば、草津市在住の方が大津市から甲賀市に行きたい場合は、問題ないのでしょうか。

【委員】

そのような運送が、事業者でされているかは疑問ですが、区域として協議を整えている以上は発着地を居住しているところと制限はしていないので問題ないのかと思います。

【委員】

例えば事業者が、草津市および大津市以外の市でもやっておられた場合、発着がどこでも問題ないようになってしまい、運営協議会のあり方としてそれを認めるのは気にかかります。

【委員】

そこで合意を取ってもらうことは事業者としても説明責任が発生しますし、一定の縛りは設けていると考えています。

【委員】

大津市には大津市の名簿を付けて、草津市には草津市の名簿を付けて書けば問題ないかと思ったのですが、どうでしょうか。

【委員】

私は、草津市在住ですが、私が大津市か甲賀市に送ってほしいと言っても大丈夫になってしまうので、その辺どうなのでしょう。

【委員】

おっしゃっているように、利用者の方としては利便性が高まるので良いのですが、例えば草津市在住の方が、大津市から守山市に行くというのが大丈夫になるので利便性が上がるので良いのですが、それを草津市の運営協議会で考えられるのかどうか。

【会長】

規定上、今回の資料をめくって一枚目に運送の区域は、草津市、大津市の両市になっていて、かつ発着地のいずれかが草津又は大津市なので、大津市から守山市の移動は可であります。そして、申請書に書いてあるとおりの形で実施することになりますが、今の懸念点は、利用範囲がどんどん広がってしまうので、利用範囲が無制限にならないように当協議会で整理をする必要があると理解しました。

そして、会員の居住地は必ず草津市で、発着地のいずれかが大津市か草津市であるというルールに従って判断するという理解でいいですか。この考えでは、大津市から守山市や甲賀市への移動を認めるということになります。

【委員】

その場合、今回大津市在住の方も記載されているので、そこの扱いをどうするのが気になります。草津市在住の方に限定するなら良いが、草津市と大津市の会員も含めて会員名簿に載っているの、そこは住所要件を要件としていないということになりますね。

【事務局】

運輸支局としては、同じ事業所から2枚書類が出てくるというのにはあり得る話なのか。

【委員】

あり得る話ですね。滋賀県内でも2～3社は隣接地域とされているところがありますので、それぞれ協議を整えるということはされています。

【会長】

申請としては、特に書類としての不備はないので、このままにしておきますが、前野委員からいただいた意見については議論しなければならないと思います。

なにか、他に御意見はありませんか。

【委員】

大津市の協議会はもう終わっているのですか。

【委員】

協議会自体は実施されています。同じ書類を提出されています。

【委員】

適正な運用を認めるということでの御意見だと思います。そこには本日いただきましたガイドラインの9ページのところで、運送の区域、運送の対象者ということで審査の基準および根拠規定が載っております。この部分の明細が分かりませんのでこの場で判断できかねますので、書類の記載の適正さ、この部分について事務局で最終、この規則あるいは通達に基づいた対応に修正をいただくということで、確認をいただいて結論を出していただくということでいかがでしょうか。

【事務局】

今、御意見いただきましたので、お預かりをさせていただきます、後日皆様にお伝えをさせていただきますということでよろしいでしょうか。

【会長】

他に御意見ありましたらお願いいたします。

【会長】

他になければ結論に移りましょう。

確認ですが、先程来の運送の区域の問題に関しては、事務局で確認していただいた後、修正すべき点は事務局から言っていただくとして、申請そのものについては特に問題はないという理解でよろしいですね。

それでは他の御意見を含めて、これまでの議論から今回の申請内容について地域合意形成がなされているといたしますがよろしいでしょうか。

《はい、よろしいですの声》

ありがとうございます。

では結論は合意形成がなされているといたします。

審査の結果については、文書にて申請者に通知いたします。

更新による審査は以上となりますので、宮下委員には再入室の誘導をお願いいたします。

《申請者（宮下委員）再入室完了》

本日の議事、報告は以上となります。

続きまして、次第に「その他」とありますが、事務局から何かありますでしょうか

【事務局】

事務局からは特にございません。

【会長】

わかりました。

その他に委員の皆様方から、何かお伝えされることなどはございますでしょうか。

【委員】

提案ですが、運営協議会ですが、草津市、栗東市、守山市、大津市でされていて、湖南地域であまり交通事情が変わらない状況だと思います。ですので、広域での運営協議会の開催について、草津市と近隣市で協議いただいて御検討いただきたい。事業者はそれぞれの市で審査を受けられて、大変な労力が要と思うので、広域で開催することで1回の申請審査で済むと思います。委員の方も何回も様々な協議会で顔を出されていて、そういったことを考えますと、広域の方が効率的かと思うので、是非前向きに御検討いただけたらと思います。

【事務局】

少し整理をさせていただきたいと思います。

【会長】

運営に関しますことで、今おっしゃった点については共感できるところも多くあったのですが、せっかく御提案いただいたので、もしこの件につきまして他の委員様から御意見等ありましたら、併せて伺いますがいかがでしょう。

【委員】

そもそも滋賀県の方で運営協議会をしてもらえないかと県庁まで行ったという思いがありまして、その時に広域では出来ないという御返事をいただいたことがあります。一度広域で意見交換会から始めていただいて、情報共有する場を設けていただければありがたいかなと思う次第でございます。

【会長】

ひとまずは意見交換会を開いてはどうかという御提案もあわせて伺いました。

この件に関して他の委員さんから何かありますか。

【委員】

広域で協議会を開けないかということで、複数区域をまたがっている事業者が少ないところがあります。また、この制度自体が、足並みそろえて有効期間があるものではなくて、更新のタイミングが事業者にとってもバラバラになってしまっています。変更登録についても、事業者が自身で課題を見つけて変更される場合が多いので、そこで広域の協議会を開くとなると、委員や事業者がそのタイミングで同席できるのかという難しさがあると思います。

制度としては、区域を市にこだわらず複数区域にまたがって運送するという設定自体可能なものにはなっていますので、そこの協議会をどのように開くのか等広域での協議会を開催するためには整理が必要になると思います。

【会長】

様々な問題がありますが、今後より良い運営化がなされていくような貴重な御意見をいただきましたので、事務局でもしっかり認識していただいて、今後整理いただけたらいいかと思います。

他よろしかったですか。なければ、以上をもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。

進行を事務局へお返しいたします。

【事務局】

議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様には、活発な御意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして第16回草津市有償運送運営協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

資料ですが、申請書は机に置いていただきまして、お願いしたいと思います。

(閉会)